

# 第3次

## 知多市環境基本計画

令和3年度~令和12年度

令和3年2月

(令和5年12月一部改訂)

知 多 市

## はじめに

私たちのまち、知多市は、豊かな自然環境に恵まれた緑園都市として発展し、この豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、平成12年に「知多市環境基本条例」を制定し、市民の皆様のご協力のもと、様々な環境問題に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、地球規模での温暖化や異常気象、世界的な海洋プラスチックご み問題など、我々を取り巻く環境問題は複雑化、多様化しており、環境保全への総合的 かつ計画的な取り組みが今まで以上に重要になってきています。将来の世代に豊かな環 境を引き継いでいくために、私たちも、何ができるかを考え、行動し、未来につなげて いかなければなりません。

このたび本市では、「つくる、つたえる、つなぐ ~未来に続く ふるさと知多~」を基本理念に掲げた、第3次知多市環境基本計画を策定しました。市民、事業者、市による協働をより一層進め、ふるさと知多を未来へとつなげていくとともに、環境に配慮した行動が自らできる人材を育成し、持続可能な社会と地域の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました知多市環境審議会委 員の皆様をはじめ、パブリックコメントやアンケート等により貴重なご意見をいただき ました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年2月



知多市長 宮 島 壽 男

## 目 次

第1章	計画の性格	
1 - 1	計画策定の背景	1
1 - 2	計画の位置付け	2
1 - 3	市民協働	3
1 - 4	対象とする環境の範囲	3
1 - 5	計画の期間	4
1 – 6	対象地域	4
第2章	環境の現状と市民・事業者の意識	
2 - 1	環境の現状	5
2 - 2	市民・事業者の意識(令和元年度意識調査)	8
第3章	基本理念と基本目標	
3 - 1	基本理念	19
3 - 2	基本目標	21
3 – 3	施策の体系	23
第4章	目標を達成するための取組と役割	
4 - 1	基本目標1 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち	24
4 - 1	- 1 次代を担う環境びとづくり	24
4 - 1	- 2 みんなが参加できる仕組みづくり	26
4 - 1	-3 多様なつながりづくり	28
4 - 2	基本目標2 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち	30
4 - 2	- 1 脱炭素なくらし・基盤づくり	38
4 - 2	- 2 再生可能エネルギーの利用促進	42
4 - 2	-3 脱炭素技術の社会実装に向けて	44
4 - 2	- 4 気候変動への適応の推進	46
4 - 3	基本目標3 資源を節約し、循環利用するまち	48
4 - 3	- 1 ごみの減量と資源化の推進	48
4 - 3	- 2   摩棄物処理の適正化	50

4-4 基本目標4 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち	52
4-4-1 生物多様性の保全	56
4-4-2 人間活動と自然の調和	58
4-5 基本目標5 安全・安心・快適に暮らせるまち	60
4-5-1 大気環境・水環境の保全	60
4-5-2 快適な生活環境の保全	62
第5章 推進体制と進行管理 5-1 推進体制 5-2 進行管理	
資料編	
知多市環境基本条例	68
知多市環境美化条例	73
パブリックコメント	
環境審議会	77

## 第1章 計画の性格

#### 1-1 計画策定の背景

本市は、昭和45年9月に市制を施行し、中部圏の中枢である名古屋市の周辺都市として発展してきました。市域である名古屋南部臨海工業地帯の名古屋港北浜ふ頭及び南浜ふ頭には、火力発電、石油精製、都市ガス供給、食料品・飼料製造等の企業が操業しています。 平成9年には南5区に新舞子マリンパークがオープンし、多くの人が訪れています。

一方、背後丘陵部では宅地開発が進み、市制施行時4万人に満たなかった人口は、平成 8年には8万人を超え、その後も住宅都市としての発展を遂げてきました。

これまで本市では、都市の発展に伴う生活環境問題や公害問題、市民の日常生活に起因する廃棄物の増大や生活騒音などの身近な環境問題、さらには地球温暖化など地球規模の環境問題にも目を向け、様々な環境問題に取り組んできました。しかしながら、近年の環境問題は、気候変動に伴う自然災害リスクの増大、世界的な海洋プラスチックごみ問題など、ますます広範で複雑化、多様化してきています。また、新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換が進みつつあり、今後も長期的には、気候変動の影響による感染症のリスク増大も懸念されていることから、市民生活や経済への影響なども鑑みながら、感染症対策とともに環境面からも対応を進めていく必要があります。

平成 27 年 12 月にはCOP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)でパリ協定が採択され、世界的に本格的な脱炭素社会に向けた取組が加速しています。また、国の第五次環境基本計画では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連、複雑化してきており、地球規模で環境が危機的状況にあることから、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられたSDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決することが重要としています。令和 2 (2020)年 10 月には、国により、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが宣言され、経済と環境の好循環による「グリーン社会の実現」に向けて大きく舵が切られています。

本市では、平成12年3月に「知多市環境基本条例」を制定し、第8条の規定により、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「知多市環境基本計画」を平成14年3月に策定しました。さらに平成23年3月には「第2次知多市環境基本計画」を策定し、「一人でがんばる」ではなく、「みんなで少しずつ」という意味の「一人の百歩よりも百人の一歩」をめざして、市民、事業者、市の協働により、様々な環境問題に取り組んできました。

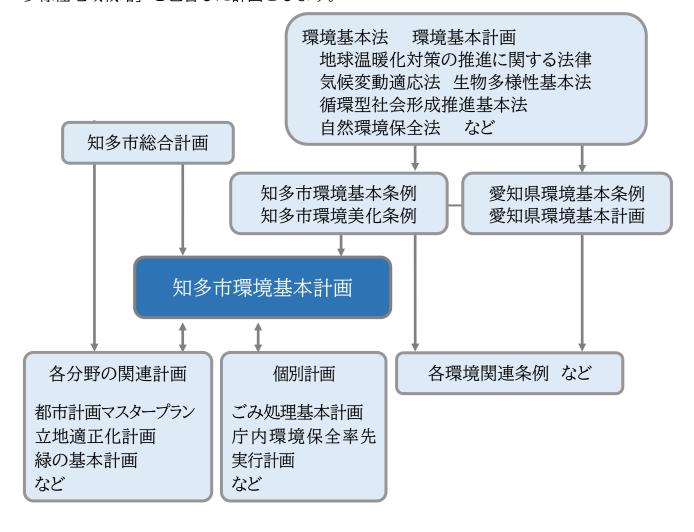
本市の環境をより良好なものとし、将来の世代が安心していつまでも住み続けられる持続可能な社会の実現を加速させていくためには、これまで以上に市民や事業者などとの協働を進めるとともに、次代を担う子どもたちが環境への理解を深め、持続可能な社会の担い手となっていく必要があります。その中で、大人も子どもたちと共に学びながら、取組や活動の輪を拡げ、次代につなげていく必要があります。

持続可能な社会を形成するため、社会状況の変化や、本市を取り巻く環境の変化を踏ま え、第3次知多市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

#### 1-2 計画の位置付け

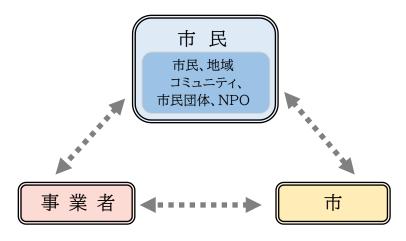
本計画は、知多市環境基本条例第8条の規定による計画であり、本市の環境に関しての総合的な指針となるもので、第6次知多市総合計画の下位計画として、本市の将来像を環境面から補完します。また、知多市環境基本条例第9条の規定により、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施の際には、本計画との整合を図ることが必要となります。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定による「知多市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、生物多様性基本法第 13 条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」を包含した計画とします。



## 1-3 市民協働

市民、事業者の協力なしには、「持続可能な社会」は実現することができません。市民、事業者、市がそれぞれの立場から取組を進め、協働と役割分担により、施策目標の実現をめざします。



## 1-4 対象とする環境の範囲

本計画は、本市の環境の保全に関する総合的な計画で、その対象とする範囲は概ね以下のとおりとします。

対象とする環境の範囲

分 野	具体的な項目例		
生活環境	○大気、水質、騒音、悪臭、化学物質		
	○廃棄物、環境美化	など	
自然環境	○生物、里山・緑地、水辺環境、農地		
	○水循環	など	
地球環境	○地球温暖化、気候変動		
	○資源・エネルギー	など	

## 1-5 計画の期間

本計画は、将来世代にわたる長期の視点を持ちながら、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画の期間とします。なお、環境を取り巻く諸情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを行っていきます。

## 1-6 対象地域

本計画の対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、大気環境、流域圏、地球規模など広域的に解決すべき環境問題については、近隣自治体との協力体制の強化や関係機関等との連携を図ります。



## 第2章 環境の現状と市民・事業者の意識

本市の環境に関わる現状及び市民や事業者が本市の環境に対してどのように考え、環境保全のために何に取り組むべきと考えているかについて、令和元年度に実施した市民、事業者、若年層(中学生)の意識調査から整理します。

#### 2-1 環境の現状

#### (1) 生活環境

本市は名古屋南部臨海工業地帯を擁し、進出企業と法令より厳しい公害防止協定等を締結しています。また、臨海工業地帯の東側に幅約100m、長さ約6kmの緩衝緑地帯(グリーンベルト)を設け、住工分離を図っています。

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類については、環境基準を達成しており、経年的には、概ね横ばいに推移しています。光化学オキシダントについては、環境基準が達成されていませんが、県内平均、名古屋区域と比較すると低くなっています。降下ばいじんは昭和 40 年代と比較すると3分の2程度に減少しているものの、近年は横ばい傾向となっています。

市内5河川及び海域の水質は、「人の健康の保護に関する環境基準」については、すべての調査地点で環境基準を達成しています。また、下水道普及率は95.5%(令和元年度末現在)で、県内では名古屋市に次いで2番目に高い普及率となっています。

環境騒音については、全時間帯で環境基準に適合しています。道路に面する地域における自動車騒音常時監視については、令和元年度実績では、昼間の時間帯は沿道の住居等9戸(3.7%)で環境基準に適合しませんでしたが、夜間の時間帯は全戸で環境基準に適合しています。

生活環境に関わる苦情として、空き地の雑草やペットの飼育マナーに対するものが多数寄せられており、市民のモラルやマナー向上のための啓発や地域ねこ活動に取り組んでいます。



大気汚染自動測定器



道路交通騒音測定

本市では、ごみと資源の概念を明確に区分し、地域回収と集団回収の2方式からなる知多市方式の資源回収を実施してきました。平成29年度から、指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せした「家庭系収集ごみの有料化」と「資源回収品目の拡大」を実施し、ごみの減量と資源化の推進に向けた取組を段階的に進めています。家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度時点で532gで、有料化前の平成28年度から100g減少しましたが、有料化2年目以降は横ばいとなっています。

資源回収の拠点であるリサイクルプラザでは、資源化を推進するため、回収品目(小型家電、剪定枝など)や、排出機会(容器包装プラスチック類の拠点回収、店頭回収など)を段階的に拡大しており、各種教室の開催や情報の提供を行っています。また、水銀を適正に処理するため、水銀使用廃製品の回収を実施しています。

市民主体の取組としては、マイバッグ運動やフリーマーケットの開催、地域環境美化のためのクリーンキャンペーンなど、多様な環境保全活動が展開されています。

ごみ処理施設の広域化への対応として、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の「知 多北部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、東海市との広域処理に向け、新たなごみ処 理施設である西知多クリーンセンターの令和5年度完成をめざしています。

地域の環境美化のため、「みんながみんなでクリーンキャンペーン」を地域住民が一体となって取り組んでいます。



クリーンキャンペーン



フリーマーケット

#### (2)自然環境

市域の3分の1を田や畑、森林などの緑が占めており、西側には海岸線を有しています。「緑園都市」を掲げる本市では、市内各所に里山や公園などの緑が存在し、市民にとって身近な空間となっています。臨海部の緩衝緑地帯として整備されたグリーンベルトは、多様な動植物が生息する貴重な緑の回廊となっています。

市民1人当たりの都市公園面積は、9.1 m(令和2年4月1日現在)となっています。 南西部には新舞子マリンパーク、東部には佐布里緑と花のふれあい公園など、海や池と 隣接する公園があり、市民の憩いの場となっています。

佐布里池周辺の水と緑、新舞子の海辺といった、自然環境と人々の営みとがあいまった、多様な景観が折り重なっています。古くから農業も盛んで、広がる農地と点在するため池が、懐かしい田園風景と生き物が生息する自然環境を創り出しています。

グリーンベルトで自然観察を行う「自然調査隊」、臨海工業地帯の事業所や市の施設の環境保全に対する取組やビオトープでの自然観察などを通して、小学生を中心とした親子が環境について考える「エコツアー」などの自然と触れ合う機会や場を創出しています。また、市内の里山では、様々な活動団体が、子どもたちへの環境学習や里山保全活動を行っています。



自然調査隊



エコツアー

#### (3)地球環境

市内では、新舞子マリンパーク風力発電施設やソーラーパーク新舞子などの施設が設置され、多彩な新エネルギーについて学べる「あいち新エネルギーパーク」が立地しており、また公共施設への太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの導入が進められています。

清掃センターでは、ガス化溶融方式を採用し、ダイオキシン類の排出を抑えるととも に、排ガス中のエネルギーを利用した発電を行い、環境への配慮やエネルギーの有効利 用をしています。

南部浄化センターでは、平成30年度からスタートした「あいち低炭素水素サプライチェーン」に参画し、下水処理で発生する再生可能エネルギーであるバイオガスを、都市ガス原料としてガス事業者に供給しています。また、下水汚泥を乾燥させた肥料(緑園エース)を市民などに販売し、下水汚泥の有効利用にも努めています。

## 2-2 市民・事業者の意識(令和元年度意識調査)

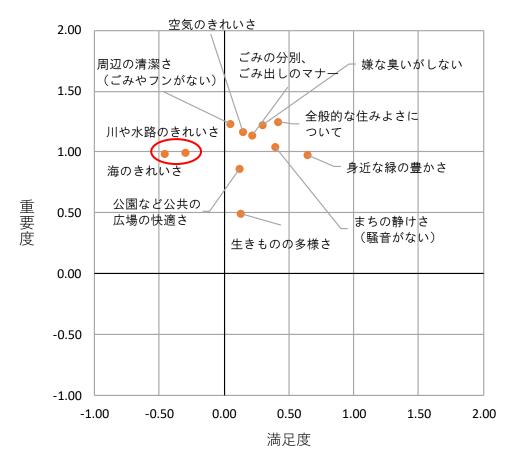
本調査は、本計画の策定に当たり、市民、事業者、若年層(中学生)のニーズと今後の課題を的確に把握し、市民などの意向を計画に反映するために実施しました。

市民意識調査	調査対象:市内在住の満 18 歳以上の男女/標本数:1,000 人、
(令和2年2月実施)	有効回収数:444 票、回収率:44. 4%
事業者意識調査	調査対象:無作為に抽出した市内の事業者/標本数:100 事業者、
(令和2年2月実施)	有効回収数:35 票、回収率:35.0%
若年層(中学生)意識調査	調査対象:市内の中学2年生全員/標本数:837人、
(令和2年2月実施)	有効回収数:727票、回収率:86.9%

#### (1) 住んでいる周辺環境の評価

住んでいる周辺環境の市民評価は、市民評価によると、「海のきれいさ」や「川や水路のきれいさ」など、『水辺環境のきれいさ』が重点課題となっています。

#### ●住んでいる周辺環境の評価(市民)



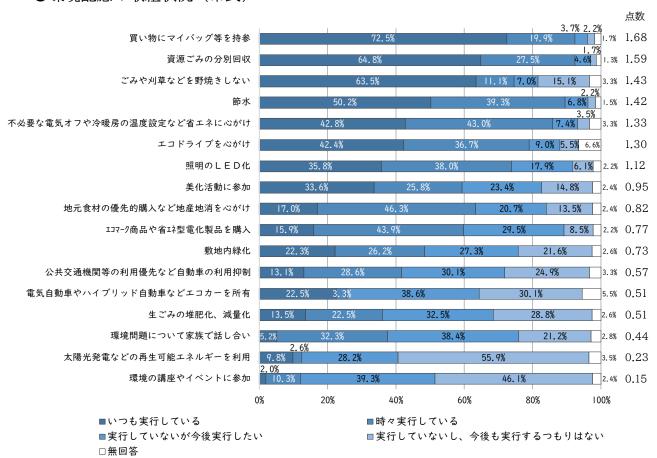
※満足度は、「満足」2点、「やや満足」1点、「ふつう」0点、「やや不満」-1点、「不満」-2点として、 重要度は、「非常に重要」2点、「重要」1点、「どちらともいえない」0点、「さほど重要ではない」-1点、「重要ではない」-2点として、点数化

#### (2)環境配慮の取組状況について

市民の環境配慮への日常的な取組として、「買い物にマイバッグ等を持参」、「資源ごみの分別回収」、「ごみや刈草などを野焼きしない」、「節水」が上位となっています。ごみの分別や省エネルギー・省資源などにおける取組が一定程度進んでいます。

一方、「環境の講座やイベントに参加」や「環境問題について家族で話し合い」などの環境学習や、「太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用」、「生ごみの堆肥化、減量化」、「電気自動車やハイブリッド自動車などエコカーを所有」や「公共交通機関等の利用優先など自動車の利用抑制」などの取組があまり進んでいない状況です。

#### ●環境配慮の取組状況(市民)



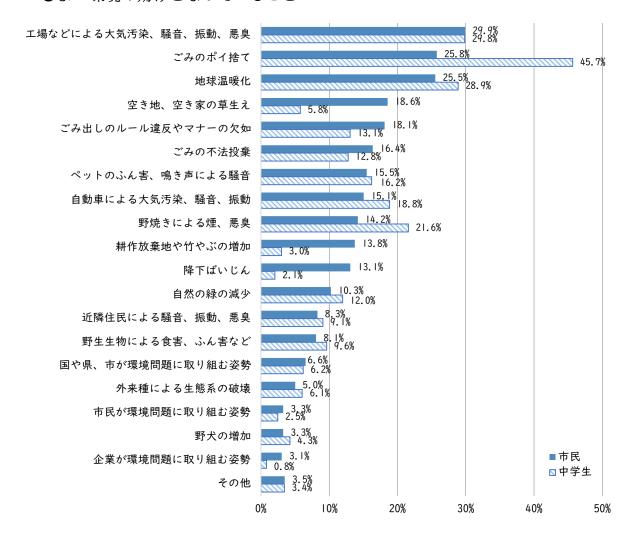
※グラフの右の点数は、(「いつも実行している」2点+「時々実行している」1点)/回答者数として点数化

#### (3) よい環境の妨げとなっていること

よい環境の妨げとなっていることとして、市民では、「工場などによる大気汚染、騒音、 振動、悪臭」、「ごみのポイ捨て」、「地球温暖化」の問題意識が高くなっています。

若年層(中学生)では、「ごみのポイ捨て」や「野焼きによる煙、悪臭」などの身近な 環境への問題意識が、大人よりも高い状況です。

#### ●よい環境の妨げとなっていること



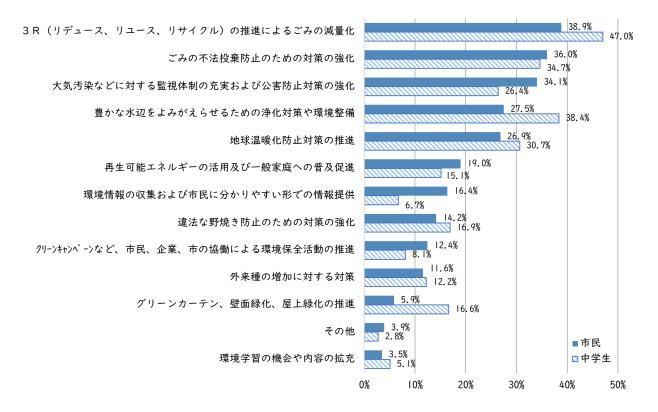
#### (4) 市に期待すること

市に期待することとして、市民では、「3Rの推進によるごみの減量化」、「ごみの不法 投棄防止のための対策の強化」、「大気汚染などに対する監視体制の充実および公害防止 対策の強化」など、身近な生活環境を良くする取組への期待が高くなっています。

また、住んでいる周辺環境の評価において重点課題とされた『水辺環境のきれいさ』に対応する「豊かな水辺をよみがえらせるための浄化対策や環境整備」や、良い環境の妨げとなっていることとして問題意識が高い「地球温暖化防止対策の推進」も高くなっています。

若年層(中学生)では、「豊かな水辺をよみがえらせるための浄化対策や環境整備」への期待が、より高くなっています。

#### ●市に期待すること

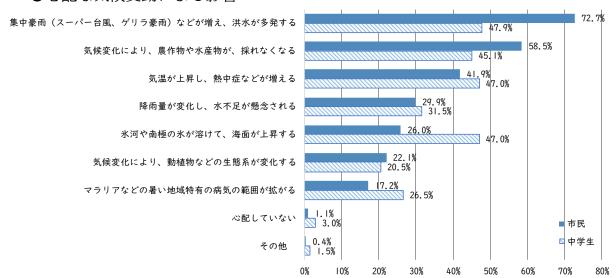


#### (5)地球温暖化対策について

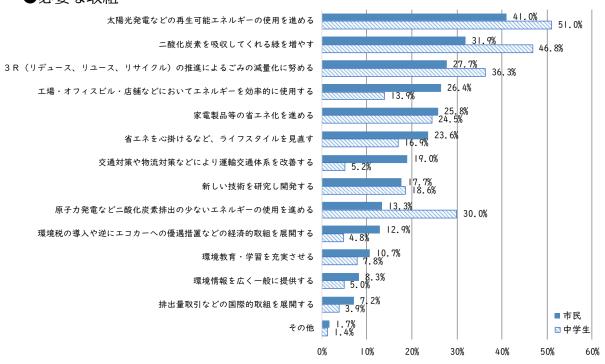
心配な気候変動による影響について、市民では、「集中豪雨などが増え、洪水が多発する」、「気候変化により、農作物や水産物が採れなくなる」、「気温が上昇し、熱中症などが増える」が高く、若年層(中学生)では、市民と同様の項目のほか、「氷河や南極の氷が溶けて、海面が上昇する」も高くなっています。

必要な取組について、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの使用を進める」が最も高く、そのほか、「二酸化炭素を吸収してくれる緑を増やす」、「3Rの推進によるごみの減量化に努める」、「工場・オフィスビル・店舗などにおいてエネルギーを効率的に使用する」、「家電製品等の省エネ化を進める」が高くなっています。

#### ●心配な気候変動による影響



#### ●必要な取組



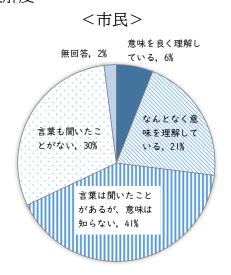
#### (6)生物多様性について

生物多様性に対する理解度は、「意味を良く理解している」と「なんとなく理解している」を合わせて、市民が27%、若年層(中学生)が52%と若年層の理解度が高くなっています。

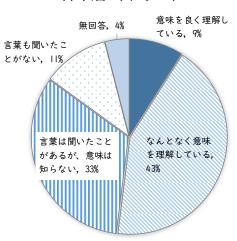
実行していることについて、「旬の食材や、自分が住んでいる地域でとれたものを食べる」が高く、そのほか「省エネなど地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを心がける」、「飼えなくなったペットを捨てない」、「海、山、川などに行き、身近な自然を楽しく体験する」も高くなっています。

市に求めることについて、「公園や緑地の整備、森林の保全・再生など、自然環境を保全する事業を実施する」が最も高く、そのほか「小中学校で自然観察や生き物に関する取組を行う」、「保全活動をしている市民団体や企業、市民と協力し、活動をしやすい環境をつくる」が高くなっています。若年層(中学生)では、「動植物の保護事業などを実施する」も高くなっています。

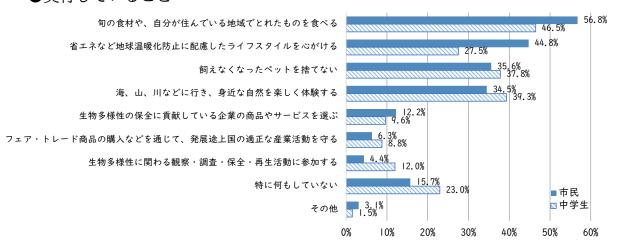
#### ●理解度



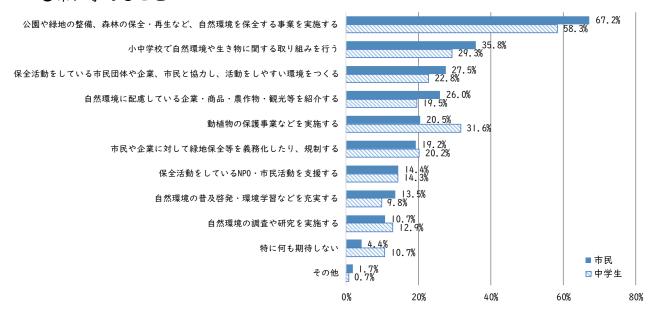
#### <若年層(中学生)>



#### ●実行していること



#### ●市に求めること

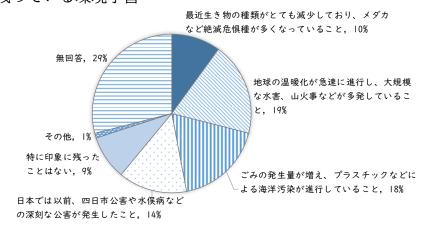


#### (7) 若年層(中学生)の環境学習・環境活動について

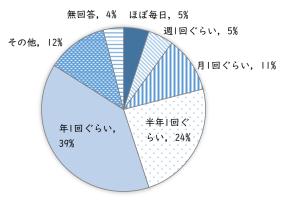
若年層(中学生)が最も印象に残っている環境学習は、「地球の温暖化が急速に進行し、 大規模な水害、山火事などが多発していること」や「ごみの発生量が増え、プラスチックなどによる海洋汚染が進行していること」が高くなっています。

環境活動への参加状況は、「年1回ぐらい」が39%と最も高くなっています。

#### ●最も印象に残っている環境学習



#### ●環境活動への参加状況



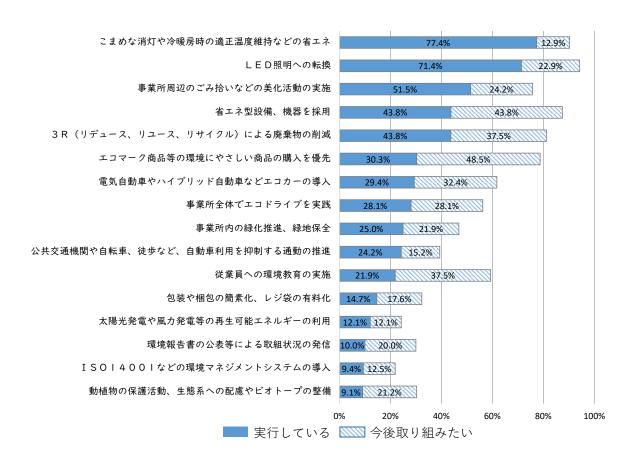
#### (8) 事業者の意識について

事業者が行っている環境保全活動として、すでに実行している取組としては、「こまめな消灯や冷暖房時の適正温度維持などの省エネ」、「LED照明への転換」が高くなっています。今後取り組みたいものも含めると、「省エネ型設備、機器を採用」、「3Rによる廃棄物の削減」、「エコマーク商品等の環境にやさしい商品の購入を優先」などへの関心が高くなっています。

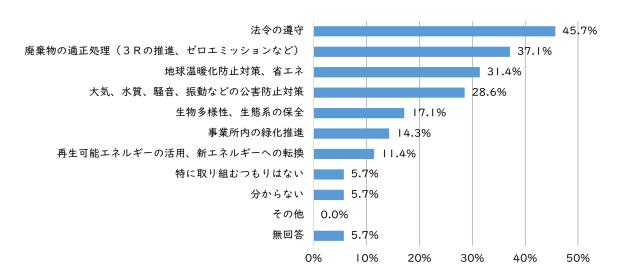
多くの企業が社会的責任として環境保全に取り組んでおり、今後力を入れていくべき と考える活動としては、「法令の遵守」や「廃棄物の適正処理」、「地球温暖化防止対策、 省エネ」、「大気、水質、騒音、振動などの公害防止対策」が高くなっています。

また、環境保全に取り組むに当たって、人材や資金、情報の不足が課題となっています。

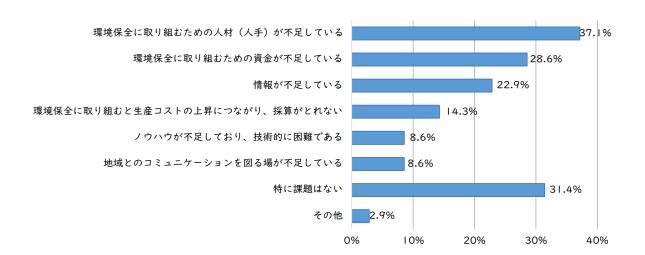
#### ●事業者が行っている環境保全活動



#### ●力を入れていくべきと考える環境保全活動(3つまで選択)



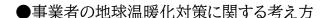
#### ●環境保全に取り組む際に課題と感じること

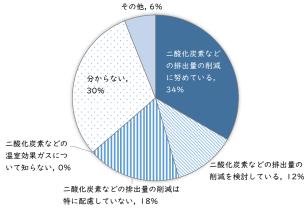


地球温暖化対策について、「二酸化炭素などの排出量の削減に努めている」事業者は 34%、「削減を検討している」事業者は 12%と、取り組む意向のある事業者は、半数以下 となっています。

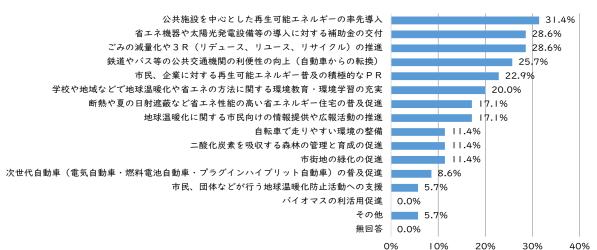
市が力を入れるべき地球温暖化対策は、「公共施設を中心とした再生可能エネルギーの率先導入」、「省エネルギー機器や太陽光発電設備等の導入に対する補助金の交付」、「ごみの減量化や3Rの推進」、「鉄道やバス等の公共交通機関の利便性の向上」が高くなっています。

省エネルギー対策を進める上で、特に支援を希望する内容としては、「省エネ対策のための国や県・市町村の助成制度などの分かりやすい情報提供」、「設備投資に対する補助金や低利の融資制度の創設」などとなっています。

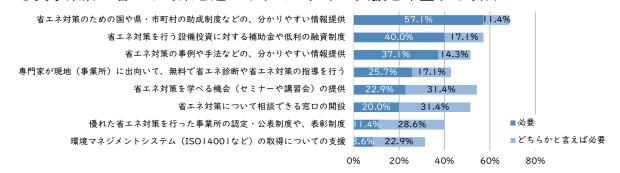




#### ●地球温暖化防止対策として、市が力をいれるべき施策(3つまで選択)



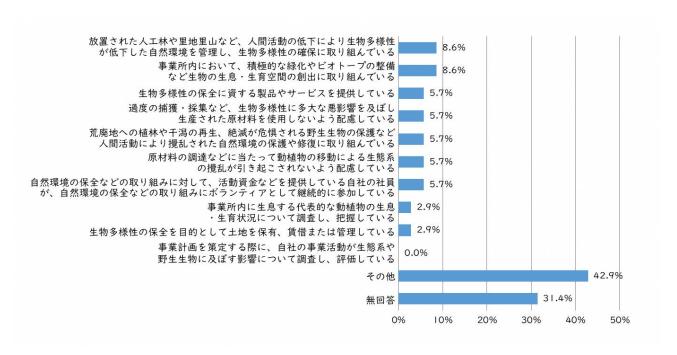
#### ●貴事業所が省エネ対策を進めるうえで、市に支援を希望する項目



生物多様性の保全及び利用に関する取組について、いずれの取組も1割以下と少ない 状況です。しかしながら、前設問で回答のあった環境保全活動として「事業所内の緑化 推進、緑地保全」は25%となっており、また、今後力を入れていくべき活動として17% の企業が「生物多様性、生態系の保全」と回答しており、取組の拡大が期待されます。

取組を行うための課題として、「取組又は検討する経営的余裕の確保」、「業務と生物多様性とのつながりが不明確」、「生物多様性の評価手法が不明確」が高くなっています。

#### ●生物多様性の保全に関する具体的な取組内容(3つまで選択)



#### ●生物多様性の保全及び利用に関する取組を行うための課題(3つまで選択)

